

佐賀県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年七月二十一日から平成二十一年八月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十一日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名          | 供用開始の区間   | 供用開始の期日   |
|--------------|---|-----------|
| 一般国道<br>四九八号 | 鹿島市大字中村字水深二〇二三番三<br>地先から<br>嬉野市塩田町大字真崎字二本松七八<br>三番六地先まで | 平成二一・七・二一 |